

就学先について

発達障がいや、知的障がいを持つ子が通う学校や学級には、障がいの程度によって、4つの就学先があります。以下の（１）から（４）の順に障がいの程度が重くなります。

（１）**通常の学級**（小学校・中学校の通常の学級）

30人前後の子どもが一斉授業を受けます。

本人に応じた、学習や生活面での配慮を行います。

（２）**通級指導教室**

通常の学級に在籍しながら、軽度の発達障がい等の特性を持っている子どもが、週1回程度、個別で社会性やコミュニケーション等の手法を学びます。

通っている学校に該当の教室がない場合、他の学校への送迎が必要になります。

（３）**特別支援学級**

少人数指導で個々の障がいに応じた指導を受けられ、教科学習や行事、給食、休み時間などに、通常学級の子もたちと交流する機会があります。

以下の二種類の学級があります。

①知的障がい特別支援学級（1クラス8人まで）

該当学年より下学年の教科内容に替えたり、特別支援学校（知的障がい）の教科内容に替えたりできます。また、自立活動（学習又は生活上の困難を改善、克服するための指導）の内容を取り入れることができます。

【就学基準】

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの。

②自閉症・情緒障がい特別支援学級（1クラス8人まで）

該当学年と同様の教育課程を編成し、自立活動（学習又は生活上の困難を改善、克服するための指導）の内容を取り入れることができます。

【就学基準】

- ・自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの。
- ・主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの。

（４）**特別支援学校**（市内では、「宮崎県立日南くろしお支援学校」があります）

特別支援学校とは、心身に障害のある児童・生徒が通う学校で、小学部・中学部・高等部があります。

1クラス当たりの人数は、通常学級6人（主に知的障がいのみの子ども）、重複障がい学級3人であり、少人数教育が行われています。

教員は、通常の教員免許に加えて特別支援学校の教員免許を持っていますので、発達障がいについての専門知識も豊富です。

【就学基準】

- ・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- ・知的発達の遅滞の程度が前に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。